

## ○広島修道大学セキュアネットワークゾーン運用内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、広島修道大学ネットワーク利用細則(以下、「ネットワーク利用細則」という。)第3条第2項に基づき、セキュアネットワークゾーン(以下、「セネッツ」という。)の適正かつ効率的な運用を図るため、その利用について必要な事項を定める。

### (利用者)

第2条 セネッツを利用できる者(以下、「セネッツ利用者」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ネットワーク利用細則第12条により利用者IDを取得した者
- (2) 本学が主催又は共催する講座若しくは大会又は前号の者が所属する学会若しくは団体(以下、「講座・学会等」という。)がセネッツ内で開催されるときに参加者
- (3) 国立情報学研究所の運営する学術認証連携フェデレーションに参加している大学・機関等に属する者

### (利用申請)

第3条 前条第1号及び第3号に規定する者の利用申請は、これを免除する。

- 2 前条第2号に規定する者の利用申請は、講座・学会等の代表者又はその代理を受けた者(以下、「申請者」という。)が、別に定める手続きに従って行い、ネットワーク運用責任者の承認を得なければならない。
- 3 前項の申請者は、ネットワーク利用細則第12条第1号に規定するものでなければならない。

### (利用の方法及び期間)

第4条 セネッツ利用者には、ネットワーク利用細則第15条及び第16条を免除する。

- 2 セネッツ利用者は、前条により取得又は保持する利用者IDとパスワードにより、認証を受けなければならない。
- 3 第2条第2号に規定する利用者のセネッツの利用期間は講座・学会等の開催期間とする。ただし、最長で2週間を超えることはできない。

### (利用者義務)

第5条 セネッツ利用者については、ネットワーク利用細則第30条を準用する。

### (規則の改正)

第6条 この内規の改廃は、ネットワーク運用責任者がこれを行う。

附 則

- 1 この内規は、2011年8月4日に制定し、同日から施行する。
- 2 この内規は、2011年12月1日に第5条を改正し、同日から施行する。
- 3 この内規は、2013年10月18日に第2条に第3号を追加し、第3条第1項、第4条第2項及び同条第3項を改正し、2013年11月11日から施行する。

セネツツ利用申請書

年 月 日

広島修道大学 ネットワーク運用責任者 殿

講座・学会等のため、次の期間、参加者についてセネツツ利用を申請します。

なお、利用するにあたり、法令他、学内諸規則等を遵守するよう参加者に周知します。

また、事故が発生した場合は申請者が全責任を負い、ネットワーク運用責任者の指示に従います。

記

講座・学会等名称			
主な利用場所			
利用期間	年 月 日 — 年 月 日		
申請者氏名	フリガナ		印
	氏名		
申請者所属			
連絡先(可能になった際に連絡がつく住所及び電話番号)			
E-mail	@		

※利用期間は最長でも、2週間になります。

この申請書に記載された個人情報は、情報センターの業務目的以外で使用致しません。

情報センター記入欄

受付年月日	ネットワーク運用責任者	担当者	受付者
備考			